

## 「盛り土」規制などの法整備と流域治水の事前防災措置を求める意見書

風水害対策と土砂災害防止の強化が求められています。静岡県熱海市で令和3年7月に多数の犠牲者を出した大規模土石流被害の原因が「盛り土」だったことが明らかとなっています。甚大な被害を引き起こした「人災」の要因の徹底解明は再発防止にとって不可欠です。

そして、全国各地の盛り土・急傾斜地などの点検が必要になっています。建設残土については、一部自治体では条例等により規制していますが、適正処理の徹底に限界があり、「法制化による全国統一の基準・規制を早急に設ける」（全国市長会）ことが問われています。

さらには、河川、ダム等の整備、森林の整備・保全、農業用ため池等の防災工事及び維持管理を図るとともに堤防強化、雨水貯留機能の保全など、流域全体の水害軽減策の強化が求められています。

よって、国会及び政府におかれましては、次の事項を確実に実現されるよう強く要望します。

- 1 違法な「盛り土」などについては、各自治体まかせでは限界があり「全国一律に適用される最低限度の法的基準」の設定等を行うこと。
- 2 「盛り土」や急傾斜地の総点検と共に「流域治水」の方針に基づき、事前防災に向けて国の財政措置で必要な対応を早急に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて